

事例1：複数の国及び地域への無断渡航

【概要】

隊員Aは、個人的な趣味である観光を目的として、中国、インドネシア、香港等、21か所の国及び地域への無断渡航17回及び虚偽等の不正な申請手続による渡航3回を行っていました。

本件は、組織内の調査により発覚し、隊員Aは、停職の懲戒処分となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
6回以上の無断渡航	海外渡航承認申請義務に関する懲戒処分等の基準について（通達） 別紙第2「海外渡航承認申請義務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準」
虚偽等の不正な申請手続による海外渡航	
	6回以上又は禁止国への無断渡航 ⇒ 停職

注：1回の無断渡航でも懲戒処分等の対象となります。

事例2：無断渡航先におけるテロ事件との遭遇

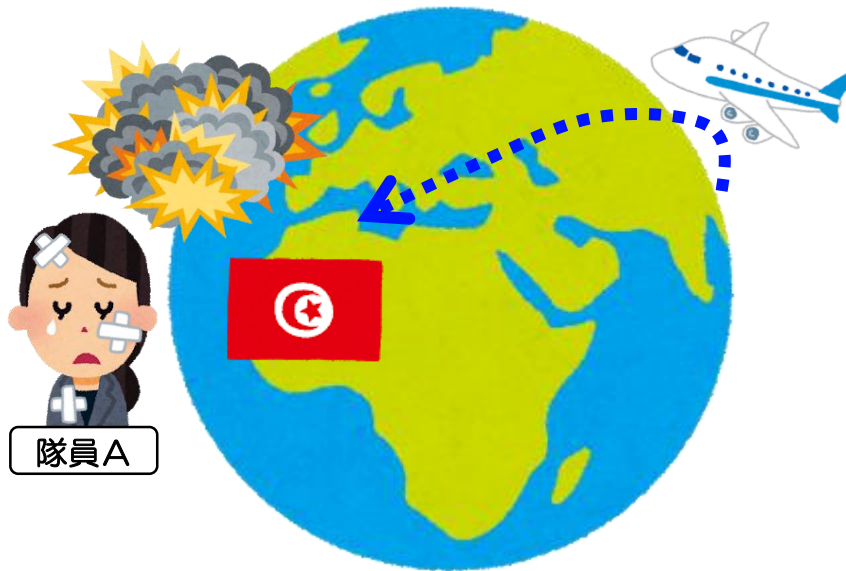
【概要】

隊員Aは、チュニジアに無断渡航し、同国で発生した博物館銃撃テロ事件に巻き込まれて負傷し、報道で大きく取り上げられました。

事件発生当時、外務省はチュニジアに関して退避勧告等を含む危険情報を発出していました。

また、本件について調査する過程において、隊員Aが過去にインドネシアへも無断渡航していたことが判明しました。

このため、隊員Aは、停職の懲戒処分となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
無断渡航	海外渡航承認申請義務に関する懲戒処分等の基準について（通達） 別紙第2「海外渡航承認申請義務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準」 無断渡航 ⇒ 停職、減給、戒告、訓戒 又は注意